

法人県民税法人税割の超過課税の適用期間延長について（お知らせ）

平成22年6月

茨城県では、昭和51年から法人県民税法人税割の超過課税を実施し、その税収を産業・教育・福祉・医療等の重要施策の推進に活用しているところですが、現在の極めて厳しい県財政状況の中、今後もこれら県政の重要施策の財源を確保する必要があることから、当該超過課税の適用期間を5年間（平成28年1月31日までに終了する事業年度分まで）延長しました。

なお、中小法人につきましては、従来どおり、超過課税の対象から除外する負担軽減措置を設けております。

茨城県における法人県民税法人税割の税率

区 分	税率（平成28年1月31日までに終了する事業年度分まで適用）	
	超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない法人（中小法人）
法人税割	5.8%	5.0%

※ 「超過課税の対象とならない法人（中小法人）」とは、資本金等の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人をいいます。

<参考>

◎「超過課税」とは・・・

地方税法上の標準税率を超える税率で課税することを超過課税といいます。

法人県民税法人税割の標準税率は5.0%で、財政上その他の必要がある場合は、6.0%までの範囲で税率を定めることができるとされています。

お問い合わせ先

県総務部税務課 電話029-301-2418

又は 最寄りの県税事務所